

登園届（保護者記入）

れんりの子 園長様

クラス _____ 園児名 _____

病名「 _____ 」と診断され、病状も回復し、
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 医療機関名「 _____ 」において
集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

保護者名 _____ 印

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園届の提出をお願いします。

●医師の診断・指導を受け、保護者が記入する『登園届』が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園の目安
百日咳	発病後28日	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製薬による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	発疹の出る5日前～後4日	解熱後3日を経過してから
流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
風疹 (三日はしか)	発疹の出る7日前から出た後の7日間	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	発疹の出る1日前から出た後の6～7日	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス等によるもの)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主要症状が消失した後、2日経過してまで
溶蓮菌	治療開始前と開始後1～2日間	有効治療を始めてから24時間以上経っていること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	主治医が他人への伝染のおそれがないと認めたとき
手足口病	症状がある間	発熱や重症の口内炎がなく、普段の食事ができ、かつ全ての水疱がかさぶたになっていること
伝染性紅斑 (りんご病)	発症前の1～2週間前の数日間	主治医が他人への伝染のおそれがないと認めたとき
感染症胃腸炎 (ロタ・ノロ・アデノウイルス等によるもの)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は消失していくが数週間間はウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐から24時間経過し主な症状が消滅し、食欲が戻っていること
RSウイルス感染症	症状前～3週間	呼吸器症状が消失し全身症状が良いこと
突発性発疹	発熱時	主治医が他人への伝染のおそれがないと認めたとき
ヘルパンギーナ	急性期の数日間	主治医が他人への伝染のおそれがないと認めたとき
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発疹がかさぶたになっていること
☆伝染性膿痂疹 (とびひ)	水泡消滅まで	主治医が他人への伝染のおそれがないと認めたとき
☆伝染性軟属腫 (水いぼ)	浸出液が出ている時	浸出液が出ている時は被覆していること
☆頭シラミ	発症から駆除開始数日間	駆除を開始していること

☆印以外は出席停止扱いとなります。